

「滋賀県移住支援金」のご案内

滋賀県では、東京圏から県内の対象市町に移住し、対象中小企業等に就業した方等を支援しています。

対象者には移住支援金が移住先市町から支給されます。

滋賀県内の対象市町

彦根市、長浜市、甲賀市、湖南市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町

移住支援金の額

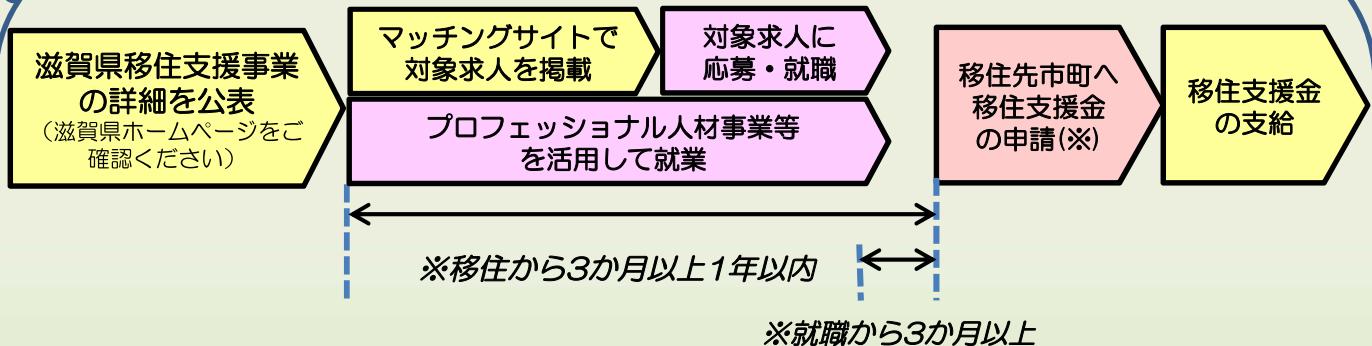
- ・2人以上の世帯の場合：100万円

（一部自治体において、18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円が加算されます）

- ・単身の場合：60万円



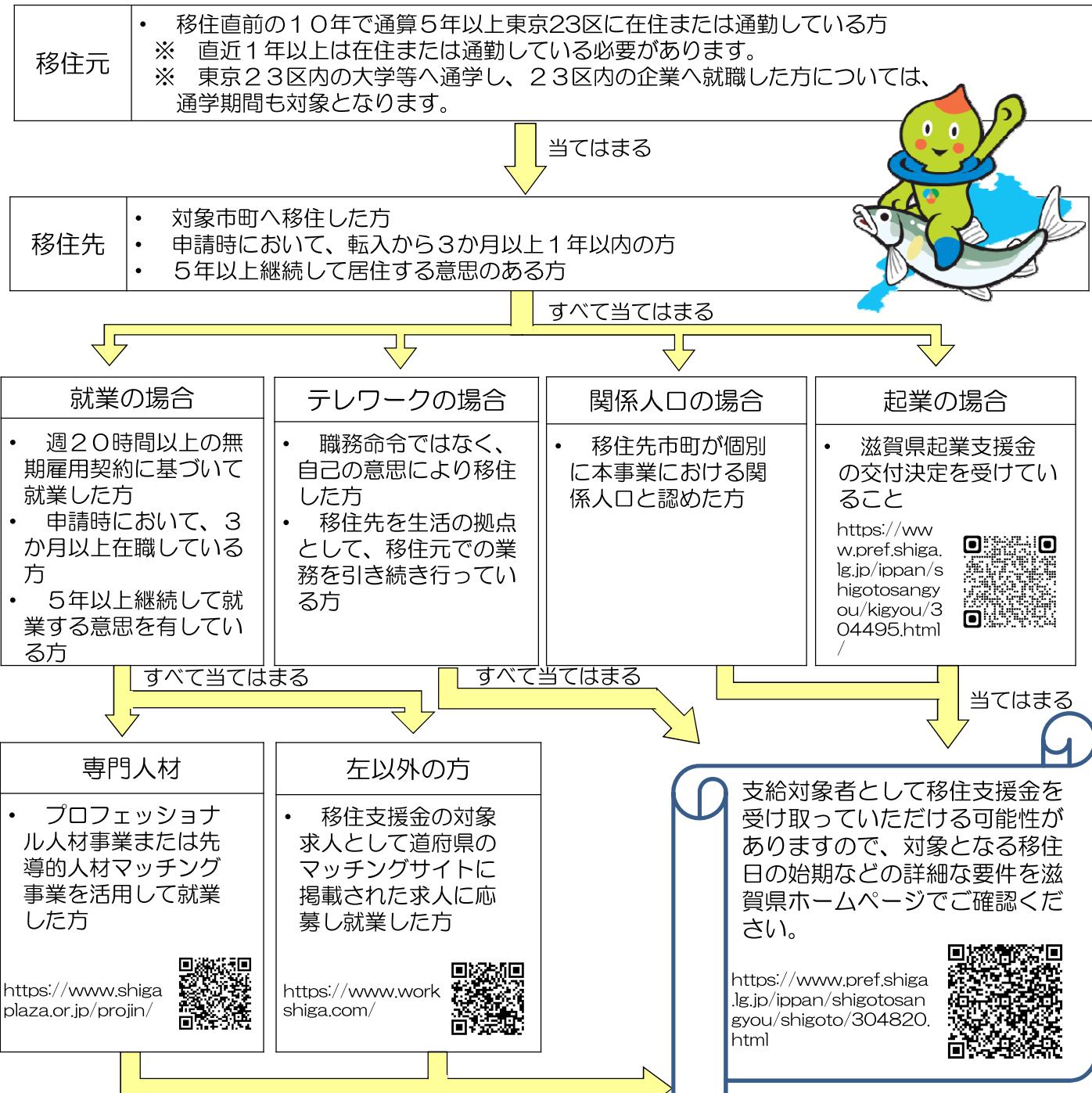
手続の流れ



- ・対象求人の情報は、滋賀県のマッチングサイト「WORKしが」のページからご覧ください。
<https://www.workshiga.com/>
- ・令和5年度の移住支援金申請受付期間は、移住先市町が定める受付開始時期から令和6年2月9日（金）までを予定しています。
- ・移住支援金を支給された方には、移住先市町から就業および定住継続の確認が行われます。



対象者の主要要件



しがIJU相談センター

移住に関するワンストップ相談窓口「しがIJU（いじゅう）相談センター」をご利用ください。

住所：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内
 電話番号：090-2730-4793
 メールアドレス：shiga@furusatokaiki.net
 業務日時：原則として毎週火曜日から日曜日（祝日を除く）10時～18時

【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 産業ひとつづくり推進室
 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1（滋賀県庁東館4F）
 TEL：077-528-3758 Email：fe0004@pref.shiga.lg.jp

